

日本を、取り戻す。

自民党**党員を募集中です！詳しくは係員まで！****自由民主党衆議院議員【埼玉 3 区（越谷市・草加市）】**

/////緊急特集/////

現在国会審議中の平和安全法制について

～平和安全法制についてお答えします～

きかわだステーション**第 37 号**きかわだひとしFBはこちら！友達募集中！↑↑↑
衆議院議員黄川田仁志事務所発行 電話 048-933-0591

地域の皆様と共に！

自立と誇りある
日本をつくります**現在国会審議中の平和安全法制について**

自由民主党衆議院議員の黄川田仁志です。

今号では、現在、国会で審議されています『平和安全法制』について、私の考えをお伝えさせていただきます。平和安全法制は、現憲法の下で、国民の命とわが国の平和を守るために必要な法律を整備するものです。

①国際平和支援法（新法）、②平和安全法制整備法（自衛隊法、周辺事態安全確保法、国際平和協力量等の法律の一部改正を束ねたもの）で構成されています。決して憲法違反だとか立憲主義の逸脱ということはありません。日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中で、色々な法律を点検し、スキマを無くし、抑止力を高め、戦争を未然に防ぐことが必要なのです。断じて日本国憲法の平和主義を変更するものではありません。

日本が主権国家である以上、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために自衛権を行使することは、当然の権利です。

そもそも憲法判断の最高の権威は最高裁です。最高裁だけが最終的に憲法判断ができると、憲法 81 条に書いてあります。その最高裁が唯一憲法 9 条の判断をしたのが砂川判決です。判決の中で最高裁は、自衛権を個別的自衛権と集団的自衛権に区別はしていません。複雑化する世界情勢の中で、他国の部隊が攻撃された場合でも日本の存立を根底から覆すような場合等、集団的自衛権を行使することは、何ら現憲法に反するものではありません。

さらに最高裁は、わが国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度な政治性を有する事柄が、憲法に合致するかどうかを判断するのは、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り、裁判所ではなく内閣と国会であるともいっています。

つまり、国民の命と日本の平和を守るための安全保障政策に責任を持つべきなのは、私たち政治家なのです。

かつてほとんどの憲法学者は自衛隊が違憲だといっていました。今でもそういっている憲法学者もいます。憲法 9 条の 2 項に「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」と書いてあるから、憲法違反だということです。しかし、当時のわが党所属の国会議員の諸先輩は、日本が侵略されたとき『座して死を待て』と憲法が決めているはずはないと言い、自衛隊の創設を決断しました。その自衛隊のおかげで日本の平和と安全は守られてきたことを私たちは忘れてはならないと思います。

私たちは、長年にわたりこの問題を議論し、日本の平和と安全を守るために、憲法の許す範囲で限定的に集団的自衛権を行使することが必要であると考え、平和安全法制を国会に提出しました。どうか皆様、誤解しないでください。私たち自民党は、戦争にはもちろん反対です。戦争をしないために、平和な日本を未来に残すために、今回の平和安全法制の整備が必要なのです。皆様の理解を得ながら、早期に法案の成立を図り、わが国の平和と安全を守ることが、国会の責任であると私は考えます。

平成 27 年 7 月吉日

自由民主党衆議院議員

黄川田仁志

～平和安全法制についてお答えします～

①日本を守るために集団的自衛権の行使を限定的に容認します

日本の同盟国や友好国が攻撃を受け、それが日本の存立も脅かすような「新3要件」にあたる場合に限り、日本防衛のための自衛の措置として、必要最小限の武力の行使ができるようにします。

②平和と安全を守る活動への支援を拡充・迅速化します

日本の平和と安全に重要な影響を与える事態では、自衛隊による外国軍隊への後方支援（補給・輸送・医療等）が円滑に行えるようにします。ただし、戦闘現場では支援活動を行いません。同様の後方支援を、国際社会の平和と安全を脅かす事態でも行えるよう、新しい法律をつくります。

③国際貢献を拡大します

紛争後の国際貢献として、国連PKOに加え、有志国が実施する類似の活動にもPKOと同様の条件を満たせば、自衛隊が参加できるようにします。また、付近で活動中の日本人ボランティア等に危険が及ぶような時は、自衛隊が駆けつけて警護できるようにし、そのようなケースに限り、武器の使用制限を緩和します。

④離島警備の迅速な出動と在外邦人の救出を可能にします

軍隊ではない武装集団が離島を不法占拠するようなケースで、警察の対処能力を超えるような場合、迅速に自衛隊が出動できるようにします。また、海外の日本人に危害が及びそうな時、その国の同意を得るなどの一定条件の下、自衛隊が救出に向かうことを可能にします。

⑤「新3要件」や国会承認などの厳しい歯止めがあります

今回の平和安全法制は、厳しい歯止めがあり、むやみに自衛隊を出すことはできません。国際貢献でも従来からの「参加5原則」などの場合に限られ、外国の軍隊への後方支援は「国会の承認」を得なければなりません。武力を行使するような場合は、「新3要件」を満たすことに加え、「国会の承認」も必要です。

◎武力を行使する際の厳しいルール「新3要件」

- 1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- 2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

【Q1】これって違憲なんじゃないの？

今回の平和安全法制は、現憲法の解釈の範囲であり違憲ではありません。日本国憲法の平和主義を逸脱するものでもありません。内閣が提出する法律案について、憲法や他の法律との関係を審査する内閣法制局も、昭和47年に示された政府見解の基本的な論理を維持したものと認めています。あくまでも、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合のみ、やむを得ない自衛の措置として、限定的に集団的自衛権を認めるものです。国際法上の集団的自衛権の考え方「他国を防衛するための武力行使それ自体を認める」ものとは異なります。先の湾岸戦争やイラク戦争のような場合、自衛隊が戦闘に参加することは決してありません。

【Q2】日本ってそんなに危機なの？

あまり報道されませんが、日本を取り巻く周辺環境は、年々厳しいものとなっています。例えば、航空自衛隊の緊急発進は、10年前の7倍にも増えています。北朝鮮は、日本全土を射程距離に入れたミサイルを実際に配備しています。中国の軍事予算は日本の3倍もあり、その伸び率は、前年比10%以上です。また、テロ行為やサイバー攻撃など、新たな脅威も増えています。実際に攻撃を受けてから、どのように対応するかを考えていては、到底間に合いません。様々な危機を想定し、どのように国民の生命を守るのか。私たち国会議員には、常に考え、備えておく義務があると考えます。

【Q3】なぜ急ぐの？ちゃんと議論してないんじゃないの？

自由民主党は、長年にわたり、日本を取り巻く国際情勢の変化に対応した安全保障政策について、議論を重ねて参りました。今回の平和安全法制についても、安倍総理・総裁の下、3度の国政選挙でマニフェストの中に明確に提示してきた他、与党協議を幾度も重ねてきたものです。また、国会では、昨年5月以降、述べ300人以上の議員からの質問を受けてきました。現在も、慎重且つ丁寧に議論を重ねています。

【Q4】これが認められれば勢いにまかせて憲法も改正し、日本を戦争できる国にしたいのでは？

憲法を改正するためには、国民投票等、大変厳しい条件をクリアする必要があります。一部の人たちの考えや勢いだけでできるものではありません。国民の皆様を巻き込んだ大きな議論が必要です。私たち自由民主党は、憲法改正を目指していますが、あくまで、現憲法の平和主義を継承するものであり、戦争はもちろん反対です。しかし、現在の日本の平和は、単に「平和」と唱えることで実現できたものではなく、現憲法の範囲内で、自衛隊創設や日米同盟など、平和への願いを行動に移してきたことから獲得できたものです。そのことを私たちはしっかりと認識すべきと考えます。